

2018年2月9日

商品類型 No.154 「太陽熱利用システム Version1.0」 認定基準の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク認定基準では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定している。今回、同基本方針の平成30年2月9日変更閣議決定により、設備分野の品目「太陽熱利用システム」について、廃棄段階における適正処理に必要な情報の開示内容が明確化されることを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所 (追加：下線部)

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(12) システムの主構成機器について、表6に示された項目が情報開示され、容易に確認できること。

表6 太陽熱利用システムの情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量 算定条件（算定に用いた日射量データ、集熱器および蓄熱槽の損失等）
	基準の集熱性能が得られない条件および要因	影の影響、日射条件、温度の影響、気象条件、地理条件、他
主構成機器全般	廃棄	廃棄方法、廃棄の際の注意事項（ <u>使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等、および空調用冷媒としてHFCの使用がある場合は、HFCの漏洩防止、回収に関する注意事項</u> ）
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限

3. 改定日： 2018年3月1日

以上